

3 廃棄物の適正処理

(1) 一般廃棄物

ア 処理施設・体制の状況

平成 30 年度における県内市町村の一般廃棄物処理施設の設置状況は、表 2-2-7 のとおりです。

表 2-2-7 一般廃棄物処理施設の設置状況（平成 30 年度）

一般廃棄物処理施設の種類	施設数	処理能力・残容量
ごみ焼却施設	23	3,279 トン／日
粗大ごみ処理施設	14	547 トン／日
粗大ごみ処理施設以外の資源化等施設	13	180 トン／日
たい肥化施設	2	30 トン／日
ごみ燃料化施設	3	61 トン／日
一般廃棄物最終処分場※	23	968 千 m ³ (平成 30 年度末)

注：ごみ処理施設は休止中の施設を除き、最終処分場は埋立てが終了した施設を除きます。

資料：群馬県の廃棄物（平成 30 年度版）

(ア) ごみ処理施設の状況

県内市町村のごみ焼却施設は、表 2-2-7 のとおり 23 施設が設置されており、処理能力は 1 日当たり 3,279 トンです。

また、焼却以外のごみ処理施設は、32 施設が設置されており、処理能力は 1 日当たり 818 トンです。

(イ) 最終処分場の状況

県内市町村の最終処分場は、表 2-2-7 のとおり 23 施設が設置されており、残容量は 968 千 m³です。県内にはこの他に民間の最終処分場もあります。また、県内で排出される一般廃棄物には県外の施設で処理されているものもあります。

本県の最終処分場の残余年数は 11.3 年であり、これは全国での残余年数である 21.6 年を下回っています。引き続き新たな処分場の設置等も含め、安定的に処理できる体制づくりが必要です。

(ウ) 処理経費の状況

平成 30 年度に県内市町村が、ごみ処理に要した経費は、図 2-2-18 のとおり総額 295.7 億円で、このうち、ごみ処理施設の建設などに要した費用は 85.0 億円、収集運搬や処分などごみ処理や施設の維持管理等に要した費用は 210.7 億円です。県民 1 人当たりのごみ処理経費（建設費を含む）は 14,907 円です。

平成 25 年度と比較して、総額で 71.3 億円、1 人当たり経費は 3,812 円の増で、これは主に一般廃棄物処理施設の建設改良費の増によるものです。



図 2-2-18 ごみ処理経費の推移

資料：群馬県の廃棄物（各年度版）

（2）産業廃棄物

ア 処理施設・体制の状況

（ア）排出事業者の状況

産業廃棄物の排出元となる県内事業所数は、「平成 28 年経済センサスー活動調査」によると 92,006 事業所、平成 24 年の 96,546 事業所から 4,540 (4.7%) 減少しました。

排出事業者は、廃棄物の第一義的な処理責任者であり、事業活動に伴って生じた廃棄物は自らの責任において適正に処理しなければなりません。

平成 25 年度と平成 29 年度における自己処理と委託処理の状況を比較すると、表 2-2-8 のとおり、中間処理*及び最終処分とも平成 29 年度の方が委託処理の割合が高くなっています。

表 2-2-8 自己処理と委託処理の状況

単位：千トン

処理区分		平成 25 年度	平成 29 年度
中間処理	自己処理	1,976 (53.9%)	1,860 (50.9%)
	委託処理	1,693 (46.1%)	1,794 (49.1%)
	計	3,669 (100%)	3,654 (100%)
最終処分	自己処理	17 (15.9%)	4 (3.4%)
	委託処理	90 (84.1%)	114 (96.6%)
	計	107 (100%)	118 (100%)

(イ) 産業廃棄物処理業者の状況

産業廃棄物処理業者数の年度別推移は表 2-2-9 のとおりです。

産業廃棄物処理業は、収集運搬業と処分業に大別されます。収集運搬業者数は平成 23 年度の 4,741 事業所以降減少していましたが、平成 26 年度からは増加傾向にあります。また、特別管理産業廃棄物※に係る収集運搬業者については一貫して、増加傾向にあります。

表 2-2-9 産業廃棄物処理業者数の状況（各年度末現在）

区分	産業廃棄物処理業				特別管理産業 廃棄物処理業		計
	収集 運搬業	処分業			収集 運搬業	処分業	
		中間処理※	最終処分	中間処理 最終処分			
平成 23 年度	4,741	210 (55)	8 (3)	5 (5)	444	14 (5)	5,422 (68)
平成 24 年度	4,709	210 (57)	9 (3)	6 (5)	459	14 (5)	5,407 (70)
平成 25 年度	4,678	203 (52)	10 (4)	6 (5)	470	14 (5)	5,381 (66)
平成 26 年度	4,759	202 (52)	9 (4)	6 (5)	484	14 (5)	5,474 (66)
平成 27 年度	4,878	197 (52)	8 (4)	6 (5)	490	17 (5)	5,596 (66)
平成 28 年度	4,977	196 (52)	7 (4)	5 (4)	511	15 (4)	5,711 (64)
平成 29 年度	5,081	203 (53)	5 (3)	4 (4)	542	15 (4)	5,850 (64)
平成 30 年度	5,232	206 (53)	6 (4)	5 (4)	549	14 (4)	6,012 (65)

注 1：収集運搬業と処分業の両方の許可を取得している業者については重複して計上しています。

注 2：()内の数値は前橋市及び高崎市内に処理施設のある許可業者数で、内数です。

資料：群馬県の廃棄物（平成 30 年度版）

(ウ) 中間処理施設の状況

廃棄物処理法※に基づく設置許可を要する施設の種別では、排出事業者設置のものは汚泥の脱水施設が最も多く、処理業者設置については、木くず又はがれき類の破碎施設、廃プラスチック類の破碎施設が多くなっています。

産業廃棄物処理施設数の年度別推移は表 2-2-10 のとおりです。

表 2-2-10 産業廃棄物処理施設の状況（各年度末現在）

号	産業廃棄物処理施設の種類の	設置者区分	年度(平成)						
			24	25	26	27	28	29	30
1	汚泥の脱水施設 (10m ³ /日を超えるもの)	事業者	70(9)	46(7)	46(7)	43(7)	40(9)	38(8)	34(8)
		処理業者	3(1)	7(3)	7(3)	7(3)	4	4(1)	3(1)
2	汚泥の乾燥施設(機械乾燥) (10m ³ /日を超えるもの)	事業者	10(2)	8(2)	8(2)	8(2)	8(2)	7(2)	6(2)
		処理業者	1	3	2	1	1	1	1
	汚泥の乾燥施設(天日乾燥) (100m ³ /日を超えるもの)	事業者	2	-	-	-	-	-	-
		処理業者	-	-	-	-	-	-	-
3	汚泥の焼却施設 (5m ³ /日を超えるもの・200kg/時以上のもの・火格子面積2m ² 以上のもの)	事業者	4	4	4	4	4	2	2
		処理業者	4	6(1)	6(1)	6(1)	6(1)	6(1)	5(1)
4	廃油の油水分離施設 (10m ³ /日を超えるもの)	事業者	2(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
		処理業者	7(1)	7(1)	6(1)	6(1)	6(1)	6(1)	5(1)
5	廃油の焼却施設 (1m ³ /日を超えるもの・200kg/時以上のもの・火格子面積2m ² 以上のもの)	事業者	3(1)	6(2)	5(2)	5(2)	5(2)	3(2)	3(2)
		処理業者	4(1)	9(2)	9(2)	9(2)	9(2)	9(2)	7(2)
6	廃酸又は廃アルカリの中和施設 (50m ³ /日を超えるもの)	事業者	1	1	1	1	1	-	-
		処理業者	-	-	-	-	-	-	-
7	廃プラスチック類の破碎施設 (5トン/日を超えるもの)	事業者	1	7	7	8(1)	7	7	7
		処理業者	32(7)	43(15)	44(15)	44(15)	43(15)	45(15)	42(15)
8	廃プラスチック類の焼却施設 (100kg/日以上のもの・火格子面積2m ² 以上のもの)	事業者	5	9	8	6(1)	6(1)	5(1)	5(1)
		処理業者	12(2)	14(3)	14(3)	14(4)	14(4)	14(4)	12(4)
8-2	木くず又はがれき類の破碎施設 (5トン/日を超えるもの)	事業者	10(6)	14(4)	31(22)	32(23)	34(24)	37(7)	18(7)
		処理業者	172(58)	186(89)	174(72)	172(67)	179(71)	185(69)	205(90)
9	有害汚泥のコンクリート固定化施設	事業者	-	-	-	-	-	-	-
		処理業者	-	-	-	-	-	-	-
10	水銀を含む汚泥のばい焼施設	事業者	-	-	-	-	-	-	-
		処理業者	-	-	-	-	-	-	-
11	シアン化合物の分解施設	事業者	-	-	-	-	-	-	-
		処理業者	-	-	-	-	-	-	-
11-2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設	事業者	-	-	-	-	-	-	-
		処理業者	-	-	-	-	-	-	-
12	廃PCB等の焼却施設	事業者	-	-	-	-	-	-	-
		処理業者	-	-	-	-	-	-	-
12-2	廃PCB等の分解施設	事業者	-	-	-	-	-	-	-
		処理業者	-	-	-	-	-	-	-
13	PCB汚染物の洗浄施設	事業者	1	1	1	1	1	1	1
		処理業者	-	-	-	-	-	-	-
13-2	産業廃棄物の焼却施設 (200kg/日以上のもの・火格子面積2m ² 以上のもの)	事業者	1	8	6	5	5	3	3
		処理業者	18(3)	15(3)	14(3)	14(3)	14(3)	13(3)	11(3)
計		事業者	112(19)	105(16)	116(34)	114(37)	112(39)	104(39)	80(21)
		処理業者	253(73)	290(117)	276(100)	273(96)	276(97)	283(96)	291(117)

注1：「号」は、廃棄物処理法施行令第7条の号番号を示します。

注2：施行令第7条第13号の2の産業廃棄物の焼却施設は、汚泥、廃油、廃プラスチック類及び廃PCB等以外の産業廃棄物の焼却施設です。

注3：「設置者区分」欄の、「事業者」は排出事業者が設置するもの、「処理業者」は産業廃棄物処理業者が設置するものを表します。

注4：施行令第7条第8号の2の破碎施設については、平成12年の法改正によるみなし許可施設を含みます。

注5：許可数ではなく施設数であるため、複数品目を焼却する施設は代表品目でのみ計上しています（※平成25年度以降は全ての品目で計上）。

注6：（ ）内の数値は前橋市及び高崎市内に設置されている施設数で、内数です。

資料：群馬県の廃棄物（各年度版）

なお、次のとおり、燃え殻、汚泥、廃プラスチック類の再生利用施設の確保が課題です。

① 燃え殻

燃え殻は、その処分のほとんどを他県の中間処理^{*}施設又は最終処分場に依存しています。

今後は、燃え殻の排出が増加していく可能性もありますが、現状では、県内には、燃え殻の再生利用施設はありません。

② 汚泥

無機性汚泥^{*}については、脱水処理等により大幅に減量化されますが、その再生利用は困難であり、産業廃棄物の種類の中で最も埋立て量が多くなっています。

一方、有機性汚泥については、現在、処理業者による堆肥化施設の設置が進んでいます。加えて、汚泥をバイオマス資源として活用する施設などの設置促進も求められています。

③ 廃プラスチック類

廃プラスチック類は、単純焼却や埋立て処分でなく、製品の原材料としての利用(マテリアルリサイクル^{*})などによる再生利用率の向上が求められています。

廃プラスチック類の破碎施設や発泡スチロール等の溶融施設等の再生利用施設の設置は進んできていますが、更に促進していく必要があります。

また、再生利用が困難なものについて、エネルギー利用(サーマルリサイクル^{*})を促進する観点から、燃料化のための施設の設置促進にも取り組む必要があります。

中国をはじめとするアジア諸国の廃プラスチックの輸入規制を受け、日本国内で処理される廃プラスチック量が増加しています。廃プラスチックを取り巻く環境が変化する中、国内資源循環を総合的に推進する必要があります。

(エ) 最終処分場*の状況

県内に設置されている最終処分場は、表 2-2-11 のとおり、安定型最終処分場*と管理型最終処分場*であり、遮断型最終処分場*は設置されていません。最終処分場の新規の設置は、難しい状況が続いており、平成 26～29 年度の 4 年間で新規に設置許可した件数は、安定型最終処分場はありませんでした。

管理型処分場については、自己処理施設や特定企業の専属施設になっていることから、一般の排出事業者から広く廃棄物を受け入れている施設は無く、処分を県外施設に依存している状況が続いています。

なお、平成 29 年度末の処分場の残容量（排出事業者の自己処分場を含む）は、安定型最終処分場で 1,470 千 m^3 、管理型最終処分場で 772 千 m^3 です。

国は、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(平成 28 年環境省告示第 7 号)において、令和 2 (2020) 年度の全国における最終処分場の確保目標を要最終処分量の 10 年分程度としています。

本県では、平成 30 年度時点で 9.3 年分と確保目標を下回っているものの、令和 3 年度に完成予定の最終処分場が完成すると、目標を上回ります。

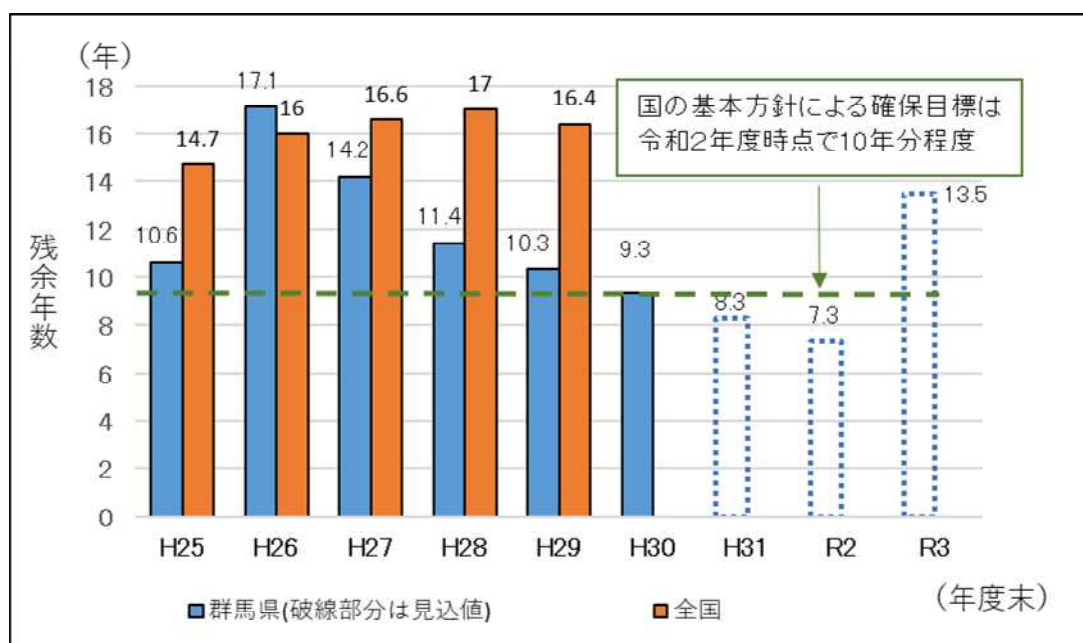


図 2-2-19 産業廃棄物最終処分場の残余年数の推移

表 2-2-11 産業廃棄物処理施設の年度別推移

号	産業廃棄物処理施設の 種類	設置者 区分	年度（平成）						
			24	25	26	27	28	29	30
14-イ	産業廃棄物の最終処分場 （遮断型）	事業者	-	-	-	-	-	-	-
		処理業者	-	-	-	-	-	-	-
14-ロ	産業廃棄物の最終処分場 （安定型）	事業者	4(1)	3(0)	5(1)	4(0)	4(0)	4(0)	4(0)
		処理業者	23(9)	21(10)	18(8)	19(9)	19(9)	20(10)	20(10)
14-ハ	産業廃棄物の最終処分場 （管理型）	事業者	8(2)	9(1)	10(2)	9(1)	9(1)	9(1)	9(1)
		処理業者	5(2)	3(2)	2(1)	2(1)	2(1)	1(1)	1(1)
計		事業者	10(3)	12(3)	12(1)	13(1)	13(1)	13(1)	13(1)
		処理業者	25(10)	28(11)	24(12)	21(10)	21(10)	21(11)	21(11)

注1：「号」は、廃棄物処理法施行令第7条の号番号を示します。

注2：埋立てが終了しても廃止の確認がされていない施設を含みます。

注3：「設置者区分」欄の、「事業者」は排出事業者が設置するもの、「処理業者」は産業廃棄物処理業者が設置するものを表します。

注4：（ ）内の数値は前橋市及び高崎市内に設置されている施設数で、内数です。

資料：群馬県の廃棄物（各年度版）

(オ) 公共関与の状況

公共関与の目的は、民間により計画・設置される処理施設のみでは適正処理の確保が困難な場合に、自治体などの公共が関与することにより、民間の資本、人材等を活用して、安全性や信頼性を確保し、産業廃棄物等の処理施設の整備・運営を図ることにあります。

公共関与には、県などが事業主体として経営参加する形態のほか、経済的手法（ハード的支援）や規制・指導・誘導策（ソフト的支援）など様々な形態があります。

本県では、群馬県廃棄物処理施設確保計画に基づき、公共関与（ハード的支援）による産業廃棄物安定型モデル最終処分場が平成14年2月から稼働し、平成29年1月には埋立てが終了、令和元年9月末で廃止されました。現在は、地元住民の意見を踏まえ、跡地造成工事を行い、里山として管理されています。また、持続可能な循環型社会づくりに向けて、地域理解の促進等を図りつつ、必要な施設を確保するという観点から、ソフト的支援として廃棄物処理施設設置に係る事前協議制度を運用しています。

現状においては、県内の産業廃棄物最終処分場における最終処分量は、減少傾向にあり、処分場の埋立期間は従前よりも長期化する傾向にあります。

また、産業廃棄物は、排出事業者が適正に処理する責任があり、県内だけでなく、広域的に処理がなされていることから、直ちに県内産業廃棄物の安定的な処理に支障をきたす状況ではありません。

そのため、県は当面は直接的な関与を行わず、地域の理解を得た、信頼性の高い必要な処理施設を確保するための、事前協議制度によるソフト的関与を継続していきます。

イ その他産業廃棄物の適正処理

(ア) 農業用廃資材

① 農業用廃資材の適正処理と有効利用の推進

農業生産に伴って排出される使用済プラスチック等の農業用廃資材は、排出者である農業者の責任で適正に処理する必要があります。

農業用廃資材については可能な限り再資源化を図ることにより、資源循環型社会の構築に寄与するとともに、農村環境の保全を図っています。

平成30年度の農業用廃資材処理量は、表2-2-12のとおり2,788トンであり、平成26年度と概ね同程度（0.6%減）となっています。

② 地域協議会

農業用廃資材の再生処理の推進や適正処理の啓発を行うとともに、農業用廃資材の回収体制を整備するため、農業者団体や市町村等により地域協議会が設立され活動しています。

表 2-2-12 農業用廃資材処理量

単位:トン

種別			
	H26	H28	H30
プラスチックフィルム	2,737	2,530	2,750
塩化ビニル	836	544	449
ポリオフィレン系フィルム	1,896	1,981	2,277
その他プラスチックフィルム	5	5	24
その他プラスチック	69	45	38
計	2,806	2,575	2,788

資料：園芸用施設の設置等の状況（各年度、農林水産省）

(イ) PCB廃棄物※

① PCB廃棄物処理の背景

PCB（ポリ塩化ビフェニル）※は絶縁性や不燃性に優れていることから、過去に変圧器やコンデンサー※等の電気機器に、絶縁油として使用されてきました。ところが、その毒性が明らかになり 1972（昭和 47）年に製造が中止されました。それから約 30 年間に渡り民間主導で処理施設の立地が試みられましたが、地元住民の理解が得られず立地には至りませんでした。

保管の長期化により、紛失や漏洩による環境汚染の進行が懸念されたことから、それらの確実かつ適正な処理を推進するため、平成 13 年 6 月 22 日に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（PCB 特措法）が公布され、同年 7 月 15 日から施行されました。

法律の施行により、PCB 廃棄物の処分期間が定められました。また、国が中心となって中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）を活用して、全国 5 箇所に処理施設が整備されました。これにより、高濃度 PCB 廃棄物の処理が行われることとなりました。

その後、平成 28 年には高濃度 PCB 廃棄物の処理の進捗状況を踏まえ、PCB 特措法が改正され、処理を迅速に進めていくための法整備がされました。

② 処理体制

PCB 廃棄物等の処理は、絶縁油等に含まれる PCB の濃度により処理施設が異なります。高濃度 PCB 廃棄物と呼ばれる、PCB 濃度が 5,000mg/kg（可燃性の汚泥、紙くず、廃プラ等については、100,000mg/kg）を超えるものは、群馬県の場合、JESCO 北海道 PCB 処理事業所において、また、PCB 濃度が 5,000mg/kg（可燃性の汚泥、紙くず、廃プラ等については、100,000mg/kg）以下の PCB 廃棄物及び微量 PCB 汚染廃電気機器等の低濃度 PCB 廃棄物は、無害化処理認定施設等において処理を行うこととなっています。

③ 処分期間

PCB 廃棄物等については、その種類ごとに処分期間が定められています。

群馬県の場合、高濃度PCB廃棄物*のうち変圧器・コンデンサー*については令和4年3月31日まで、安定器及び汚染物等については令和5年3月31日までに処分しなければなりません。使用中の変圧器・コンデンサー*及び安定器*等についても、処分期間内に使用を終え、処分する必要があります。また、低濃度PCB廃棄物については、令和9年3月31日までに処分しなければなりません。

④ PCB廃棄物等の現状

PCB特措法第8条に基づく届出によると、群馬県内で保管されている高濃度PCB廃棄物の状況とPCB含有機器の使用状況は、表2-2-13のとおりです。

表2-2-13 主な高濃度PCB廃棄物*の保管量及びPCB*含有機器の使用状況

(平成30年度末現在)

種別	PCB廃棄物 保管量(台)	事業場数	PCB含有機器 使用量(台)	事業場数
変圧器	644	257	658	307
コンデンサー*	1,572	391	165	109
柱上トランス	6,014	4	9	4
安定器*	14,020	155	2,508	53

⑤ 処理実績

県内の高濃度PCB廃棄物の処理実績は、下記の表2-2-14のとおりであり、今後、安定器等・汚染物の処理の増加が見込まれます。

表2-2-14 JESCO北海道PCB処理事業所での処理実績

種別	年度(平成)							
	～24	25	26	27	28	29	30	31 (令和元)
トランス* (台)	51	7	6	3	9	4	-	-
コンデンサー *(台)	1,633	677	622	796	240	301	351	98
安定器等・汚染 物(kg)	—	10,371	33,736	65,689	21,789	11,551	31,431	14,141

(ウ) 水銀産業廃棄物

①水銀産業廃棄物に係る法改正等

水銀に関する水俣条約（平成 28 年 2 月 2 日締結・29 年 8 月 16 日発効）を踏まえた水銀対策として、平成 27 年 6 月に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」が制定され、許可を得た場合以外、水銀使用製品の製造が禁止等されました。また、平成 27 年 11 月以降、廃棄物処理法施行令等が改正されて「水銀使用製品産業廃棄物」、「水銀含有ばいじん等」、「廃水銀等」に対する措置や処理基準の追加等され、水銀廃棄物に対する規制が強化されました。

②水銀産業廃棄物の処理の現状

群馬県内における産業廃棄物処分業者における、水銀産業廃棄物の処理の状況は、表 2-2-15 のとおりです。排出事業者が退蔵していた、廃蛍光灯、血圧計や計測機器等水銀使用製品廃棄物が、廃棄物処理法※の改正等を受けて、まとめて処理されたため、一時的に県内における処理量が増加しました。なお、県内に水銀含有ばいじん等及び廃水銀等の処理施設はありません。

表 2-2-15 群馬県内における水銀産業廃棄物の処理の状況

単位：トン

種類		年度(平成)	
		29	30
水銀使用製品 産業廃棄物	汚泥	0	0
	廃油	0	0
	廃酸	0	0
	廃アルカリ	0	0
	廃プラスチック	128	3
	金属くず	1,804	57
	ガラスくず・ コンクリートくず 及び陶磁器くず	1,599	299
水銀含有ばい じん等	燃え殻	0	0
	汚泥	0	0
	廃酸	0	0
	廃アルカリ	0	0
	鉱さい	0	0
	ばいじん	0	0
廃水銀等		0	0
計		3,531	359

(エ) 有害使用済機器

①有害使用済機器に関する規制の背景

金属・プラスチック等を含む電子機器等のスクラップ（雑品スクラップ）が、環境保全措置を十分に講じられないまま、破碎や保管されることにより、火災の発生や有害物質等の漏出等の生活環境保全上の支障が生じており、また、これらの機器が輸出後に海外で不適正処理される懸念も高まっていたため、平成29年6月16日に廃棄物処理法^{*}が改正され、有害使用済機器に関する規制が新設されました。（平成30年4月1日施行）

②有害使用済機器の定義

使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの（対象品目は、家電リサイクル法に基づく4品目及び小型家電リサイクル法^{*}に基づく28品目）。

③規制概要

有害使用済機器の保管又は処分を業として行う者（有害使用済機器保管等業者）に、都道府県等への届出、処理基準及び保管基準の遵守が義務付けられました。

また、都道府県等による報告徴収、立入検査、改善命令及び措置命令の対象に有害使用済機器保管等業者が追加されました。

④県内における令和2年3月31日時点の届出数

2（2）件（括弧内は県所管の業者数（内数））

(3) 不適正処理対策

ア 不法投棄※

(ア) 不法投棄の認知状況の推移

本県における不法投棄は、件数・量ともに増減を繰り返していますが、図2-2-20のとおり近年では年間50件前後発生しています。

取締りや指導強化もあって、大規模な事案は少なくなり全体として小規模化していますが、依然として後を絶たない状況です。

(イ) 不法投棄された廃棄物の種類

不法投棄された廃棄物は、図2-2-21のとおり主にながれき類、廃プラスチック類、木くず、混合廃棄物の4種類です。これらは建物を解体したときに発生する建設系の廃棄物です。

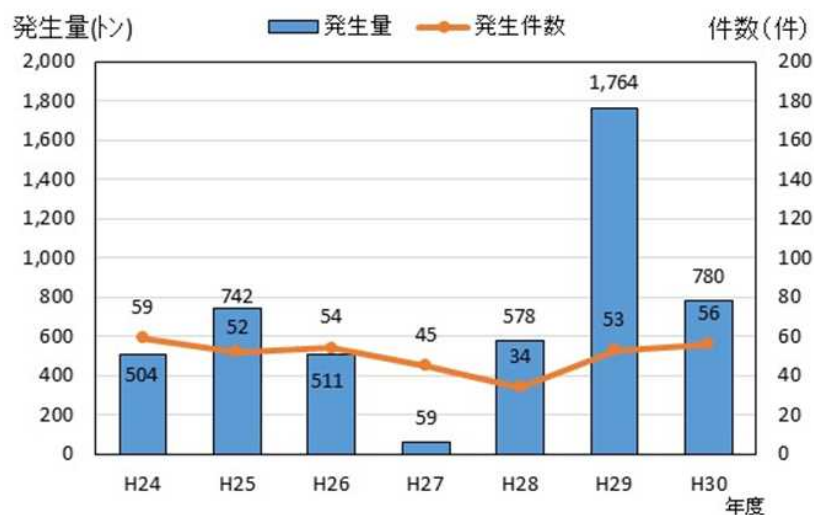


図2-2-20 不法投棄認知状況の推移 資料：群馬県の廃棄物(平成24～30年度版)

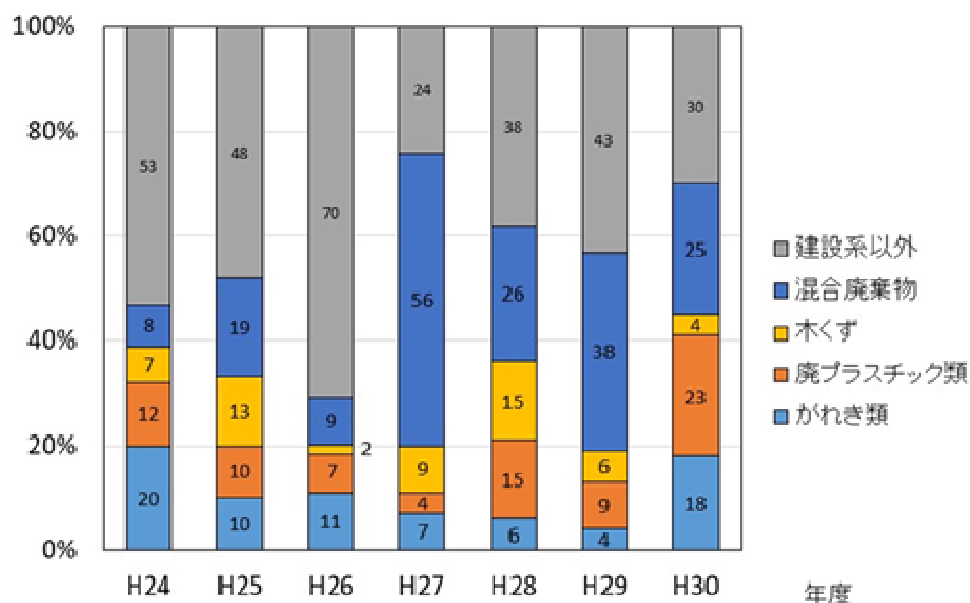


図2-2-21 不法投棄された廃棄物の種類別構成比 資料：群馬県の廃棄物(平成24～30年度版)

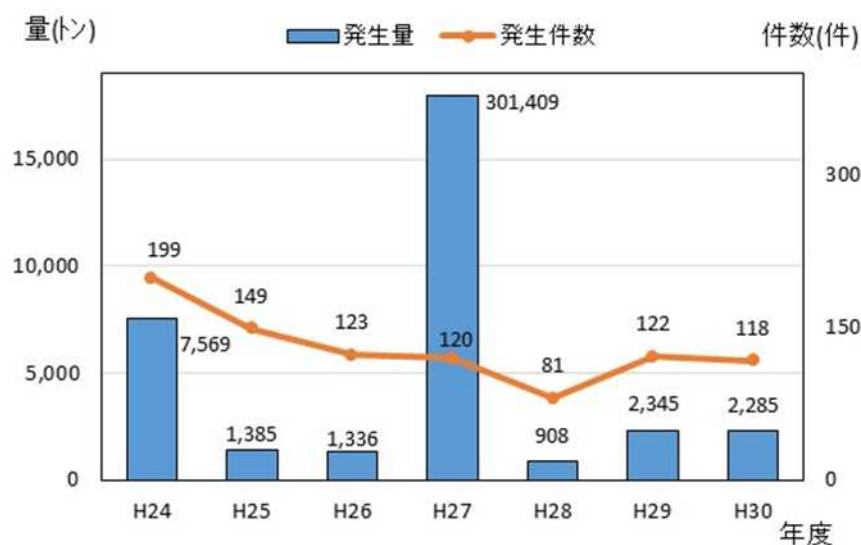
イ 不適正処理

(ア) 不適正処理の認知状況の推移

不法投棄*や不法焼却、不適正保管などを総称して「不適正処理」と呼んでいます。本県における不適正処理は、件数、量ともに増減を繰り返していますが、件数は経年的に見ると減少傾向にあり、図 2-2-22 のとおり、ここ5年において約 150 件を下回っています。

(イ) 不適正処理の種類

不適正処理の種類は、図 2-2-23 のとおり、不法投棄、不適正保管及び不法焼却が多くを占めています。



(平成 27 年度は、大同特殊鋼(株)渋川工場から排出された鉄鋼スラグの不適正処理分、1 件、294,330 トンを含む。)

図 2-2-22 不適正処理認知状況の推移 資料：群馬県の廃棄物（平成 24～30 年度版）

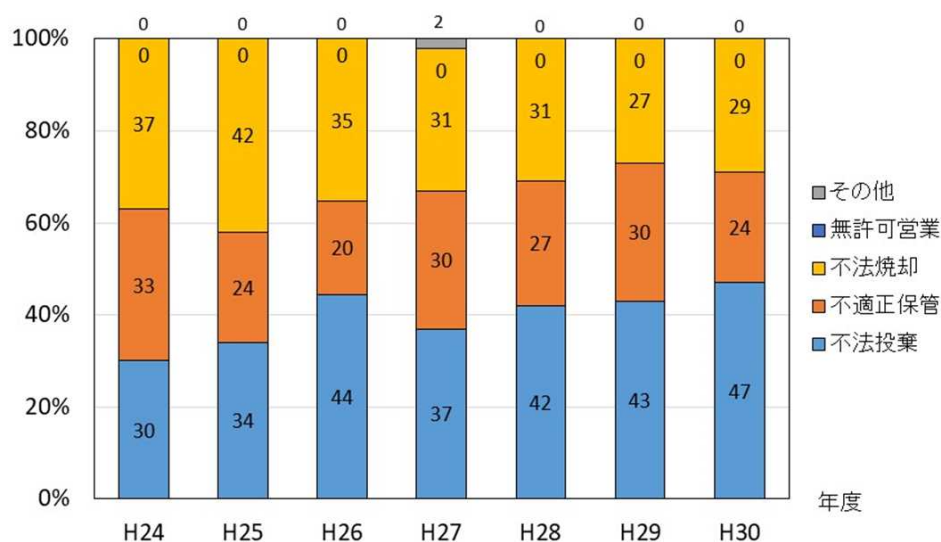


図 2-2-23 不適正処理の種類別構成比 資料：群馬県の廃棄物（平成 24～30 年度版）